

条例制定請求代表者の意見陳述

地方自治法第74条第4項の規定により、次のとおり条例制定請求代表者が意見を述べる機会を設けます。

- 1 日時
平成26年2月12日（水） 午後1時
- 2 場所
松江市殿町1番地 島根県議会議事堂第1会議室
- 3 事件名
知事提出第59号議案 島根県条例の制定の直接請求について
- 4 請求に係る条例案の題名
島根県エネルギー自立地域推進基本条例
- 5 人数
4名以内
- 6 意見を述べる時間
20分以内（各陳述者の合計時間）